



Global Tax Update

インド

デロイト トーマツ税理士法人

2015年10月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 最低代替税(MAT): 恒久的施設(PE) または事業を行う場所をインドに持たない外国法人には適用されず

最低代替税制(Minimum Alternate Tax: 以下「MAT」)制度¹が外国機関投資家(FII)および外国ポートフォリオ投資家(FPI)²に適用されないことは2015年9月に明確化されたばかりだが、今般、インド政府は、外国法人へのMAT制度適用に関する論争を解決し、インド税法のさらなる簡素化を図るため、1961年所得税法(Income-tax Act, 1961(IT Act): 以下「所得税法」)を改正することを決定した。

政府は報道発表³を行い、インドに恒久的施設(Permanent Establishment: 以下「PE」)または事業を行う場所(place of business)を持たない外国法人にMAT制度は適用されないことを明確化した。また、本改正(まだ実施されていない)は2001年4月1日にまで遡及適用されることも明確化した。

所得税法現行規定によると、法人は通常の税

率である30%⁴により計算された税額またはMAT税率である18.5%の税率により計算された税額のいずれか高い方の税額を支払う義務があるが、外国法人へのMAT制度適用についての明確なガイダンスはない。本発表後、インドにPEや事業を行う場所(支店等)を持たない外国法人は所得税法の通常税率に基づいて計算された税額を支払うことになる。

2. デリー高等裁判所判決⁵: 債務として認識されていない金額に係る源泉税徴収義務

所得税法⁶には、インドで課税対象となる支払を非居住者に行う者は、受取人の収益勘定へ計上時または現金、小切手もしくは手形等による実際の支払時のいずれか早い時点で、適用税率に基づく税額を源泉徴収しなければならないと規定されている。

今般、デリー高等裁判所は、このような源泉徴収義務が生じるのは、非居住者に(所得税法上課税対象となる)支払が行われる場合で、当該

1 1961年所得税法 Section 115JB

2 外国機関投資家(Foreign Institutional Investors: 「FII」)および外国ポートフォリオ投資家(Foreign Portfolio Investors: 「FPI」)

3 2015年9月24日付発表

4 国内法人の場合。国外法人の場合の税率は40%で、該当するサーチャージおよび教育目的税が加算される

5 DIT 対 Ericsson Communications Ltd

6 1961年所得税法 Section 195

支払額が、支払人から非居住者への債務として認識されている場合だけであるという判断を示した。また、後に取り崩されることになる仕訳を行うだけで支払人に源泉徴収義務が生じることはないという判断も示した。

さらに、本判決では、非居住者が課税を受けない支払について、支払人が源泉徴収を行う必要はないことが再確認された。

3. **バンガロール控訴裁判所判決⁷: 税務当局が発行した源泉徴収税減免証明書に基づき源泉税が徴収されなかった費用の損金算入否認⁸について**

今般、バンガロール控訴裁判所 (Bangalore Tribunal) は、税務当局が発行した「源泉徴収税免除証明書」に基づき、支払時に源泉徴収が行われなかったサービス費用が課税所得計算上損金算入された場合、当該損金算入を否認することはできないという判決を下した。

所得税法には、所得税法関連規定に基づき源泉徴収が行われなかった費用を課税所得算定の際に損金算入することはできないと規定されている。しかし、源泉徴収税減免については事実関係に基づき、税務当局から証明書を取得することができるとも規定されている。今回問題となっていたのは、税務当局からサービス費用の支払に関する源泉徴収税免除証明書を取得し、当該証明書に基づき源泉徴収が行われなかった場合に、当該費用の損金算入を否認できるか否かについてであった。

バンガロール控訴裁判所の判決は以下のとおりである。

- 税務当局は、源泉徴収税免除証明書を発行する際、提供されたサービスに関する事実関係およびその性質をすべて検討した後、租税条約上の特典条項に基づき、源泉徴収を行う必要はないと判断した
- 損金算入を否認できるのは納税者が所得税法規定に違反した場合のみである。納税者は税務当局から源泉徴収免除証明

書を取得しているのだから、当該費用の損金算入を否認することはできない

4. **2014～2015 年度の税務申告書の申告期限の延長**

複数の高等裁判所の判断により、直接税中央委員会⁹はインドのすべての納税者の税務申告書および税務調査報告書の提出期限を 2015 年 10 月 31 日まで延長した¹⁰。

7 Carl Zeiss 訴訟

8 1961 年所得税法 section 40(a)(i)

9 Central Board of Direct Taxes

10 2015 年 10 月 1 日付発表

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之

hiroyuki.hayashi@tohmatu.co.jp

マネジャー Pawankumar Kulkarni

pawankumar.kulkarni@tohmatu.co.jp

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。